

令和5年第3回定例会 保健福祉医療委員会資料

【諸般の報告】

1	県立病院における新型コロナウイルス感染症の振り返り	2
2	県民への普及啓発活動について（中央病院）	5
3	在宅医療の充実・強化について（こころの医療センター）	6
4	専攻医の確保について（こども病院）	6
5	県立3病院の令和4年度決算概況について	7

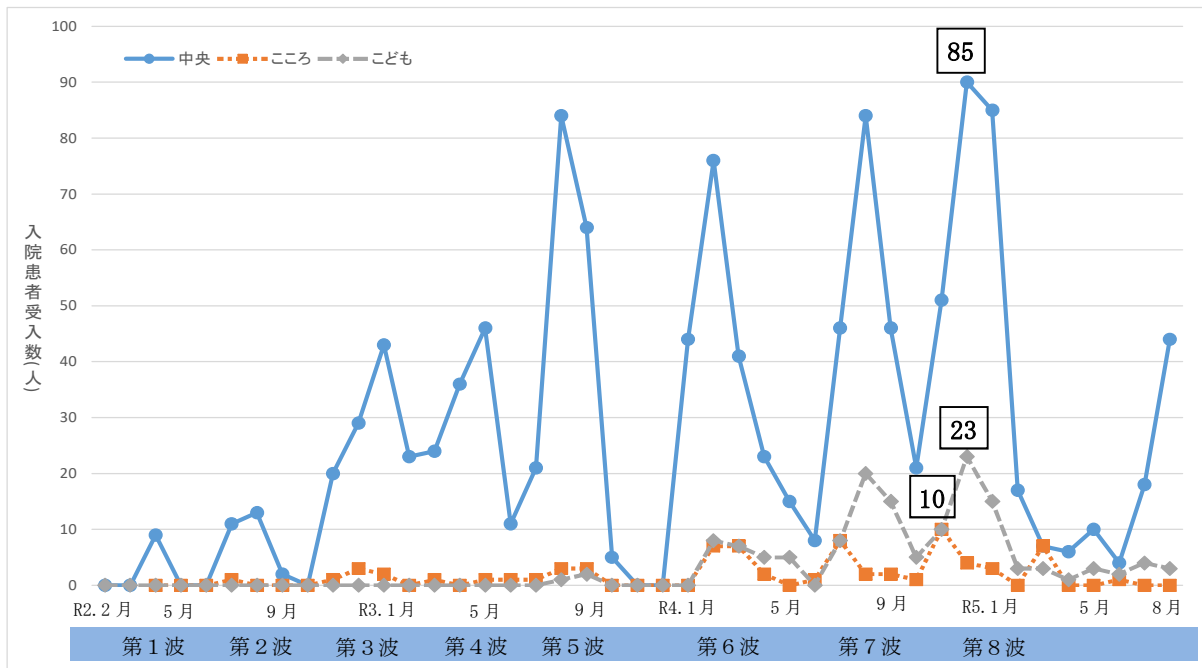
令和5年9月14日

病 院 局

1 県立病院における新型コロナウイルス感染症の振り返り

(1) これまでの経緯

ア 新型コロナウイルス感染症の入院患者受入数の推移



イ 主な取組

(ア) 中央病院

- ・新型コロナウイルス感染症患者の入院病床確保
(R2. 2. 17～：累計入院患者 1,175人)
※ 最大時の確保病床等は216床
(内訳：コロナ病床：80床、トリアージ病床15床、休床121床)
- ・診療・検査医療機関に指定 (R2. 10. 28)
- ・発熱患者等の電話相談体制を整備した医療機関に指定 (R2. 12. 2)
- ・発熱患者等へ対応するため、専用のプレハブ棟を設置し、2,945人を診療
(R2. 12. 16～)
- ・ワクチン接種への協力
(R3. 3. 8～：ワクチン集団接種会場への職員派遣 延べ114人)
- ・宿泊療養施設入所者に対するオンコール対応及び救急搬送の受入れ (R3. 9. 10～)
- ・県のクラスター対策班へ看護師を派遣 (延べ10回)
- ・外来対応医療機関に指定 (R5. 5. 8)

(イ) こころの医療センター

- ・新型コロナウイルス感染症患者の入院病床確保
(R2. 4. 30～:累計入院患者 73人)
※ 最大時の確保病床等は 45 床
(内訳: コロナ病床: 13 床、休床 32 床)
- ・ワクチン接種への協力
(R3. 4. 24～:ワクチン集団接種会場への職員派遣 延べ222人)
- ・臨時の医療施設への看護師派遣 (R3. 8. 16～R3. 9. 4:1名)
- ・新型コロナウイルス罹患後症状外来を実施 (R4. 7. 1～: 29名、95件)
- ・外来対応医療機関に指定 (R5. 5. 8)

(ウ) こども病院

- ・新型コロナウイルス感染症患者の入院病床確保
(R2. 2. 17～: 累計入院患者 143人)
※ 最大時の確保病床等は 11 床
(内訳: コロナ病床: 10 床、休床 1 床)
- ・診療・検査医療機関に指定 (R2. 10. 28: 発熱外来受診者5,016人)
- ・親が付き添い可能な陰圧個室を整備 (R3. 1. 1～: 1 床)
- ・ワクチン接種への協力
(R3. 4. 6～: ワクチン集団接種会場への職員派遣 延べ246人)
- ・乳幼児へのドライブスルーによるPCR検査(検体採取)
(R3. 1. 5～R4. 2. 1: 1,210件)
- ・自宅療養中の小児患者への相談・診療支援 (R3. 10. 11～R5. 5. 7)
- ・新型コロナウイルス罹患後症状外来を実施 (R4. 4. 15～: 13名、47件)
- ・外来対応医療機関に指定 (R5. 5. 8)

(2) 課題

ア 体制面

- ・コロナ病床確保を要因とした、一般病床のひっ迫による救急受入れ体制の制限
(中央・こころ)
- ・コロナ回復後の患者を後方支援病院へ転院させることや福祉施設に戻すことに時間がかかったことなどによる負担増 (中央・こころ)
- ・新型コロナウイルス感染症流行時に、救急に対応する小児発熱外来のある医療機関が県央・県北に少ないことによる救急外来のひっ迫 (こども)
- ・清掃業者が感染リスクからコロナ病床に入れず、職員が清掃を行うことによる負担増

イ 人員面

- ・職員が感染または濃厚接触者になることに伴う自宅待機の増加による人員不足
- ・デルタ株流行時は、受入患者に占める65歳以上の割合が約3割、施設入居者の割合が1割程度だったのに比べ、オミクロン株流行時には、65歳以上の割合が7～9割、施設入所者の割合が3～5割と大きく増加し、医療的・介護的ケアが日常的に必要な患者が増えたことによる職員の負担増（中央・こころ）
- ・コロナ病床拡大時に発生する、既存入院患者の転院調整や職員のシフト調整などによる負担増

ウ その他

- ・新型コロナウイルス感染症流行に伴う通常診療の制限や受診控えにより減少した患者数を回復させることが必要
- ・新型コロナウイルス感染症流行初期におけるマスク等衛生用品の備蓄

(3) 今後の対応方針

ア 平時からの対応

- ・院内感染防止のため感染対策を徹底するとともに、院内感染発生時の対応方針を共有し、クラスター発生を防止
- ・感染症法に基づく医療措置協定を締結し、第1種・第2種協定指定医療機関（注1）として指定を受ける予定
- ・感染拡大時に活用しやすい病床や転用しやすいスペースの整備（中央）
- ・地域の医療機関を対象とした、新興感染症に関する研修会等の開催（こども）
- ・感染管理の専門性を有する人材等の確保・育成（中央・こども）
- ・紹介患者数の増加を図るため、地域の医療機関等への訪問活動を実施し、連携を強化（中央・こころ）
- ・感染防護具等の備蓄

（注1） 第1種協定指定医療機関：新興感染症患者の入院を受け入れる医療機関

第2種協定指定医療機関：発熱外来及び外出自粛対象者の自宅療養者への医療の提供等を行う医療機関

イ 感染拡大時の取組み

- ・一般病床を制限し、新興感染症病床に医療的資源を集中させるなど、必要な病床や看護体制を確保
- ・地域の医療機関との連携・役割分担による病床や人員の確保（中央・こども）

2 県民への普及啓発活動について（中央病院）

中央病院では、病院の基本方針として掲げる県民の健康・福祉に貢献することを目的として、県政出前講座や県民向けの講演会に医師等を講師として派遣し、県民の医療知識、健康意識の向上を図っている。

今年新たに県立図書館で実施している「知の探究セミナー」に医師を講師として派遣し県民の関心が高いテーマについて講演を行った。

○「知の探究セミナー」の講演内容

日時	令和5年8月12日(土)	令和5年9月24日(日)
講師	精神科部長 佐藤医師	消化器内科部長 天貝医師
テーマ	「うつ」ってどんな病気？ ～あなたや大切な人だけで悩まない社会に～	がん治療の現在
場所	茨城県立図書館「視聴覚ホール」	

(1) 受講者数 72人（8月12日開催分）

(2) 受講者の感想

- ・わかりやすい内容で理解が深まった。
- ・うつについて理解できた。
- ・同じ講師でまた開催してほしい。



知の探究セミナーの様子

【参考】過去の県政出前講座開催実績（令和4年度以降）

テーマ	開催時期	申込者	参加人数
がん診療について	R4. 9. 30	大成女子高等学校	19人
	R4. 11. 7	水戸市立飯富中学校	106人
	R4. 11. 21	県立那珂湊高等学校	145人
喫煙の害について	R4. 10. 7	県立那珂湊高等学校	135人
	R4. 12. 19	守谷市立愛宕中学校	177人
がん診療の現状と未来	R5. 1. 25	(独)茨城産業保健総合支援センター	30人
循環器疾患について	R5. 5. 24	(一社)茨城県福祉サービス振興会	35人
高齢者の介護について	R5. 5. 26	日立市連合民生委員児童委員協議会	350人
計			997人

3 在宅医療の充実・強化について（こころの医療センター）

こころの医療センターでは、地域の精神疾患を有する患者に訪問看護を行い、周囲の人々とのつながりを持ちながら、可能な限り居宅で生活できるように支援してきた。

これまで、看護師のみで訪問看護を行ってきたが、本年6月からは看護師だけではなく、本格的に多職種（作業療法士、精神保健福祉士、薬剤師等）の同行を開始した。

多職種が同行することによって、患者にそれぞれの専門的な立場から直接リハビリや服薬指導等を行うことが可能となり、在宅医療の充実が図られている。

今後も、訪問看護の機能をより一層強化するなど在宅医療の充実に努め、再入院の抑制を図り、患者の社会復帰に向けた地域生活の支援に努めていく。

○訪問看護の実績

年 度	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
訪 問 看 護 件 数	3,517件	3,113件	2,462件	2,797件	2,710件

○令和5年度の実績

(単位：件)

月 別	4月	5月	6月	7月
訪 問 看 護 件 数	249	270	309	293
うち多職種同行件数	1	1	23	24

4 専攻医の確保について（こども病院）

こども病院では本県の小児医療を担う医師を養成するため、小児科専攻医の確保に積極的に取組を行ってきた。

今年度は新たに、研修医や医学生が一同に会する日本最大級の病院合同説明会「レジナビFair」に参加し、当院の特徴や魅力を伝えるとともに、今後当院で開催する勉強会や説明会の案内を行った。

今後も小児科専攻医の募集サイトの充実や10月に予定しているオンライン説明会の開催などにより小児科専攻医の確保に努めていく。

○専攻医確保の取組

- ・ 専攻医（後期研修医）説明会（毎年）
- ・ 研修医・医学生を対象とした小児超音波勉強会の開催(R1、4、5)
- ・ 病院ホームページに小児専攻医募集サイトを開設(R4)
- ・ 病院合同説明会「レジナビFair」(東京ビックサイト)に参加(R5)

※来場者数 34名 (うち研修医 2名、医学生 32名)



(「レジナビFair」の様子)

○専攻医の推移（年換算）

年 度	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
小 児 科 専 攻 医 受 入 数	15.8人	15.2人	18.5人	19.0人	16.4人
(うちこども病院所属人数)	(11.0人)	(11.9人)	(15.5人)	(16.0人)	(14.0人)

5 県立3病院の令和4年度決算概況について

(1) 令和4年度決算の概況

【収益的収支】

3病院合計で15億57百万円の純利益を計上。

(主な要因は新型コロナウイルス感染症患者受入病床確保補助金31億97百万円の計上)

< 3病院の状況 >

・中央病院 → 純利益を計上 14億29百万円

R3 : 30億26百万円 → R4 : 14億29百万円 (前年度比△15億97百万円)

(新型コロナウイルス感染症患者受入に伴う病床確保補助金の減)

・こころの医療センター → 純損失を計上 2億83百万円

R3 : 2億10百万円 → R4 : △2億83百万円 (前年度比△4億93百万円)

(新型コロナウイルス感染症患者受入に伴う病床確保補助金の減)

・こども病院 → 純利益を計上 4億11百万円

R3 : 1億87百万円 → R4 : 4億11百万円 (前年度比+2億24百万円)

(新型コロナウイルス感染症患者受入に伴う病床確保補助金の増)

(2) 一般会計繰入金

新型コロナウイルス感染症対策経費に係る繰入等の減により、前年度比6億23百万円減額し、総額54億39百万円

【参考1】収支状況 (前年度比較)

(単位：百万円)

	中央病院		こころの医療センター		こども病院			3病院合計	
	R3	R4	R3	R4	R3	R4	R4 (参考) ※2	R3	R4
(1) 収益的収支	3,026	1,429	210	△283	187	411	411	3,423	1,557
収益的収入	22,100	21,244	4,332	3,689	1,487	1,426	6,519	27,919	26,359
医業収益	14,549	15,229	2,830	2,649	42	40	4,703	17,421	17,918
病床確保補助金	3,845	2,753	426	71	218	373	373	4,489	3,197
収益的支出	19,074	19,815	4,122	3,972	1,300	1,015	6,108	24,496	24,802
医業費用	18,220	18,832	3,977	3,810	1,226	924	6,017	23,423	23,566
(2) 資本的収支	△841	△667	△152	△124	△311	△272	△272	△1,304	△1,063
(3) 資金収支(※1)	2,687	1,384	244	△274	△56	224	224	2,875	1,334

※1：非資金（減価償却費や引当金等の実際の資金の増減を伴わないもの）を除く収益的収支と資本的収支を連結したキャッシュベースでの収支。

※2：病院全体の状況を表すため、県及び指定管理者の数値を合算したもの。

【参考2】繰入金（前年度比較）

（単位：百万円）

	中央病院		こころの医療センター		こども病院		本庁		合計	
	R3	R4	R3	R4	R3	R4	R3	R4	R3	R4
医療分(※3)	2,870	2,521	1,105	1,083	1,424	1,279	99	5	5,498	4,888
新型コロナウイルス対策(※4)	366	-	7	-	80	-	-	-	453	-
教育・研修事業分(※5)	426	413	71	71	67	67	-	-	564	551
合計	3,296	2,934	1,176	1,154	1,491	1,346	99	5	6,062	5,439
増減		△362		△22		△145		△94		△623

※3：救急医療、精神、小児など政策医療の提供に要する経費、建物等の償還金のうち国の繰出基準に該当する経費、病院局設置前の一般会計在職期間等に係る退職給与金などに対する繰入金。

※4：新型コロナウイルス感染症患者受入に伴う医療従事者応援金相当額、機器整備費等（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象）に対する繰入金。

※5：研修医の指導医人件費など、医療人材の教育や研修に要する経費に対する繰入金。

県立こども病院における個人情報の漏洩について

県立こども病院において、医師が通勤途中で患者名等が記載された診療予約リストを紛失するという事案が発生いたしましたので、お知らせいたします。

関係者の皆さまへ多大なご迷惑をおかけしたことを、深くお詫び申し上げますとともに、今後も引き続き、捜索を継続し、今後このような事案が起こらないよう、情報セキュリティに万全を期してまいります。

記

1 概要

(1) 事案の概要

こども病院に勤務する非常勤医師が、当日診療する患者リストが入ったカバンを、通勤途中（電車・バス利用）に紛失。

紛失後、ただちに警察及び交通事業者に遺失届を提出したものの、現在に至るまでカバンは発見できていない。

(2) 事案発生日 2023年9月1日（金）

(3) 紛失した書類情報

- ・診療予約リスト

記載情報：患者氏名、患者ID、年齢、性別等 46名
うちコメント欄に病名（1名）、医薬品名（1名）記載有

(4) 紛失した職員

県立こども病院非常勤医師

(5) 経緯

8月25日（金）医師が診療予約リストを印刷、自宅に持ち帰る。

9月1日（金）朝、通勤途中、電車とバスで移動中に書類が入っていたカバンを紛失。

勤務先に到着後、紛失に気づく。

利用した交通機関に連絡後、警察にも遺失届を提出。

その後、カバンは見つかっていない。

2 原因

個人情報の院外持ち出しは禁止されているが、本人に確認したところ、診察予定日（9/1）に検査を行う患者の予約が多かったことから、当日の診察を事前に確認するため、直近の出勤日（8/25）に診察予約リストを印刷して、自宅に持ち帰ってしまったとのこと。

3 発覚後の対応

患者や患者のご家族に対し、お詫びと説明を行った。

4 再発防止策

- ・非常勤医師を含む職員全員に対し、改めて個人情報の院外への持ち出し禁止について周知徹底を図る。
- ・その他、追加対応策について、院内の医療安全対策委員会において検討する。